

※喜多方市スポーツ少年団登録規程第3条「**指定講習会**」です。

※一部予定

令和5年度スポーツ指導者講習会（第12回）

実施要綱

- 1 主催 公益財団法人喜多方市体育協会
 - 2 共催 喜多方市スポーツ少年団本部
 - 3 協力 日本赤十字社福島県支部
 - 4 日時 令和5年6月4日（日） 9：00～ 受付
9：30～11：30 講習会
 - 5 会場 押切川公園体育館2階会議室
 - 6 講師 目黒 新氏 赤十字救急指導員
 - 7 講習内容 スポーツ少年団活動時のケガ・熱中症・脱水症状などの応急手当と心肺蘇生法とAEDの使用法（予定）
 - 8 参加料 無料
 - 9 対象 喜多方市スポーツ少年団単位団の指導者・保護者/（公財）喜多方市体育協会関係者等
 - 10 申込方法 受講希望者は、「所属する団体名・役職・氏名」を以下の事務局にFAX・メールなどで5月30日（火）までに申し込むこととする。
 - 11 その他 (1)参加者は、運動できる服装・室内運動靴・タオル・飲み物（スポーツドリンク等）・筆記用具などを持参してください。
- 事務局・
問合せ先 公益財団法人喜多方市体育協会／喜多方市スポーツ少年団本部事務局
住所 〒966-0094 喜多方市字押切1-86（押切川公園体育館内）
電話 0241-23-0771 FAX 0241-23-0780
E-mail 市体協代表 info@kitakata-taikyo.jp

指定講習会

本講習会は、喜多方市スポーツ少年団登録規程第3条の「指定講習会」です。各単位団の指導者（指導者・役員またはスタッフ員）1名以上の出席をお願いいたします。

関係規程1 喜多方市スポーツ少年団 登録規程

第3条 次に掲げる事項を本部長が認めたときは、次年度再登録（更新）が出来ない。

- (1) 喜多方市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）が指定する講習会等に、各単位団の指導者および役員またはスタッフの1名以上が出席しない場合。

関係規程2 喜多方市スポーツ少年団 登録規程施行細則

第3条 この条項は、登録規程第3条に関する細則を定める。

- 2 登録規程第3条1項1号の「本部長が指定する講習会等」には、保護者も参加するよう各単位団で努力しなければならない。

関係規程3 喜多方市スポーツ少年団 育成功成金交付要綱

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると本部長が判断した場合は、この要綱による助成金（各単位団に一律20,000円・団員@300円・理念を学んだ指導者の更新料に一律5,000円）を交付しない。

- (1) 登録規程第3条に掲げる事項を本部長が認めた場合